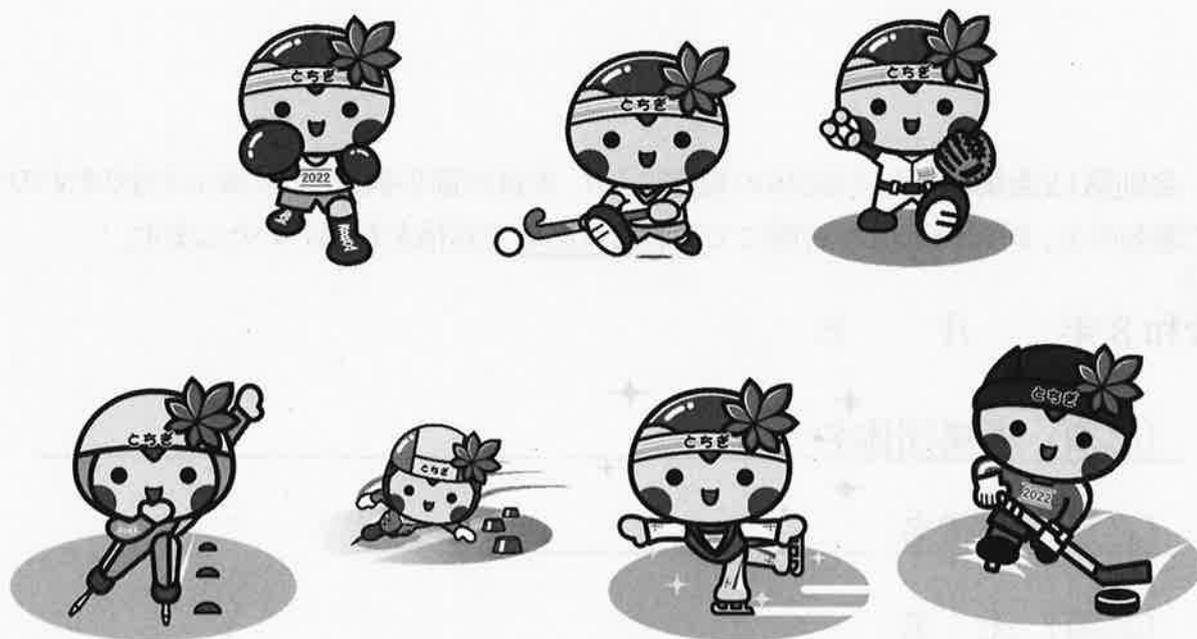


いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

第77回国民体育大会日光市実行委員会

第1回総会



日時：令和元年9月24日(火)準備委員会第3回総会終了後

場所：日光市役所東庁舎3階 第3・第4会議室

目 次

〈審議事項〉

- 議案第1号 第77回国民体育大会日光市競技会開催方針の改正 P 1
- 議案第2号 第77回国民体育大会日光市実行委員会総会から常任委員会への委任
事項 P 3

【参考資料】

- 参考資料1 第77回国民体育大会日光市実行委員会会則 P 5
- 参考資料2 第77回国民体育大会日光市実行委員会推進体制 P11
- 参考資料3 第77回国民体育大会日光市実行委員会2019年度事業計画 P12
- 参考資料4 第77回国民体育大会日光市実行委員会2019年度収支予算 P13
- 参考資料5 第77回国民体育大会日光市開催競技会 P14
- 参考資料6 第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程 P15

【名 簿】

- 第77回国民体育大会日光市実行委員会名簿 P21

第 77 回国民体育大会日光市競技会開催方針の改正

1 改正の趣旨

当初、日光市においては、第 77 回国民体育大会本大会の 3 競技会(ホッケー・ボクシング・軟式野球)を開催することとしていたが、これに加え、第 77 回国民体育大会冬季大会の 2 競技会(スケート・アイスホッケー)を開催することとなったことから、表現の一部を改正するものである。

2 改正箇所(新旧対照)

新	旧
<p>1 基本方針</p> <p>日光市で開催する第 77 回国民体育大会本大会及び冬季大会の各競技会をとおして、市民が参加し、応援し、協力することにより市民との協働を推進します。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>日光市で開催する第 77 回国民体育大会_____の各競技会をとおして、市民が参加し、応援し、協力することにより市民との協働を推進します。</p>
<p>2 実施目標</p> <p>(3) 競技スポーツの向上</p> <p>日光市においてこれまで_____</p> <p>オリンピックなど世界的なスポーツ大会にアスリートを輩出してきた_____ホッケー・スケート・アイスホッケー競技をはじめ、競技スポーツのより一層の向上を図る競技会とします。</p>	<p>2 実施目標</p> <p>(3) 競技スポーツの向上</p> <p>第 35 回国民体育大会(栃の葉国体)を契機に、普及・強化が進み、オリンピック_____アスリートを輩出するようになったホッケー_____競技をはじめ、競技スポーツのより一層の向上を図る競技会とします。</p>

3 改正案

次ページのとおり

第 77 回国民体育大会日光市競技会開催方針

1 基本方針

日光市で開催する第 77 回国民体育大会本大会及び冬季大会の各競技会をととして、市民が参加し、応援し、協力することにより市民との協働を推進します。

また、「スポーツの力で スポーツで未来へ」の理念のもと、市民のだれもがスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツのより一層の向上を図ります。

さらに、全国から訪れる方々への様々な取り組みやおもてなしによって、日光市の魅力を全国に発信し、地域経済の活性化を図ります。

2 実施目標

(1) 市民との協働の推進

市民が競技会に参加し、応援し、あるいは協力するなど、役割分担をしながら、市民との協働によるまちづくりを推進する競技会とします。

(2) 生涯スポーツの推進

「する」スポーツはもとより、「観る」スポーツや「支える」スポーツなど、一人ひとりがスポーツに関わり、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみことのできる生涯スポーツを推進する競技会とします。

(3) 競技スポーツの向上

第 35 回国民体育大会(栃の葉国体)を契機に、普及・強化が進み日光市においてこれまで、オリンピックなど世界的なスポーツ大会にアスリート輩出するようになったしてきたホッケー・スケート・アイスホッケー競技をはじめ、競技スポーツのより一層の向上を図る競技会とします。

(4) 国際観光文化都市「日光市」の発信

全国から訪れる多くの方々に対し、市民が様々な取り組みやおもてなしをすることによって、国際観光文化都市である日光市の魅力を全国に発信し、地域経済の活性化を図る競技会とします。

第77回国民体育大会日光市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

第77回国民体育大会日光市実行委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づき総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会開催に関する総合計画及び各種計画に関すること。
- 2 広報及び市民運動に関すること。
- 3 宿泊及び医事・衛生に関すること。
- 4 輸送・交通及び警備・消防に関すること。
- 5 競技会の運営及び役員・用具に関すること。
- 6 式典に関すること。
- 7 競技施設の整備に関すること。
- 8 その他開催準備に関すること。

軍事學之研究，其目的在使吾人對於戰爭之起，及其進行之經過，與戰後之結果，能有正確之認識，而為國家社會之利益，謀所以禦侮之方也。故軍事學之研究，實為國家社會之重要，而為吾人不可不識者也。

本書之目的，在於使吾人對於軍事學之研究，能有正確之認識，而為國家社會之利益，謀所以禦侮之方也。故本書之研究，實為國家社會之重要，而為吾人不可不識者也。

參考資料

1. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

2. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

3. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

4. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

5. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

6. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

7. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

8. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

9. 孫子兵法 (孫子) 中國古代軍事學之經典著作，其內容豐富，為研究軍事學之重要參考資料。

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会会則

(平成 30 年 12 月 19 日 制定)

(令和元年 9 月 24 日 一部改正)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 77 回国民体育大会において日光市で開催する競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会における実施競技に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日光市を代表する者
- (2) 日光市議会を代表する者
- (3) 関係団体等を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名

- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、日光市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議し、決定する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、

この限りでない。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
 - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した

副委員長がその職務を代理する。

- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告する。
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散し、解散時に有する残余財産を処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年12月19日から施行する。

2 準備委員会の平成30年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から平成31年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年9月24日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際現にこの会則による改正前の第77回国民体育大会日光市準備委員会会則（平成30年12月19日制定。以下次項において「改正前の会則」という。）により委員、役員、顧問又は参与に委嘱された者は、この会則による改正後の第77回国民体育大会日光市実行委員会会則（以下次項において「改正後の会則」という。）により委嘱されたものとみなす。

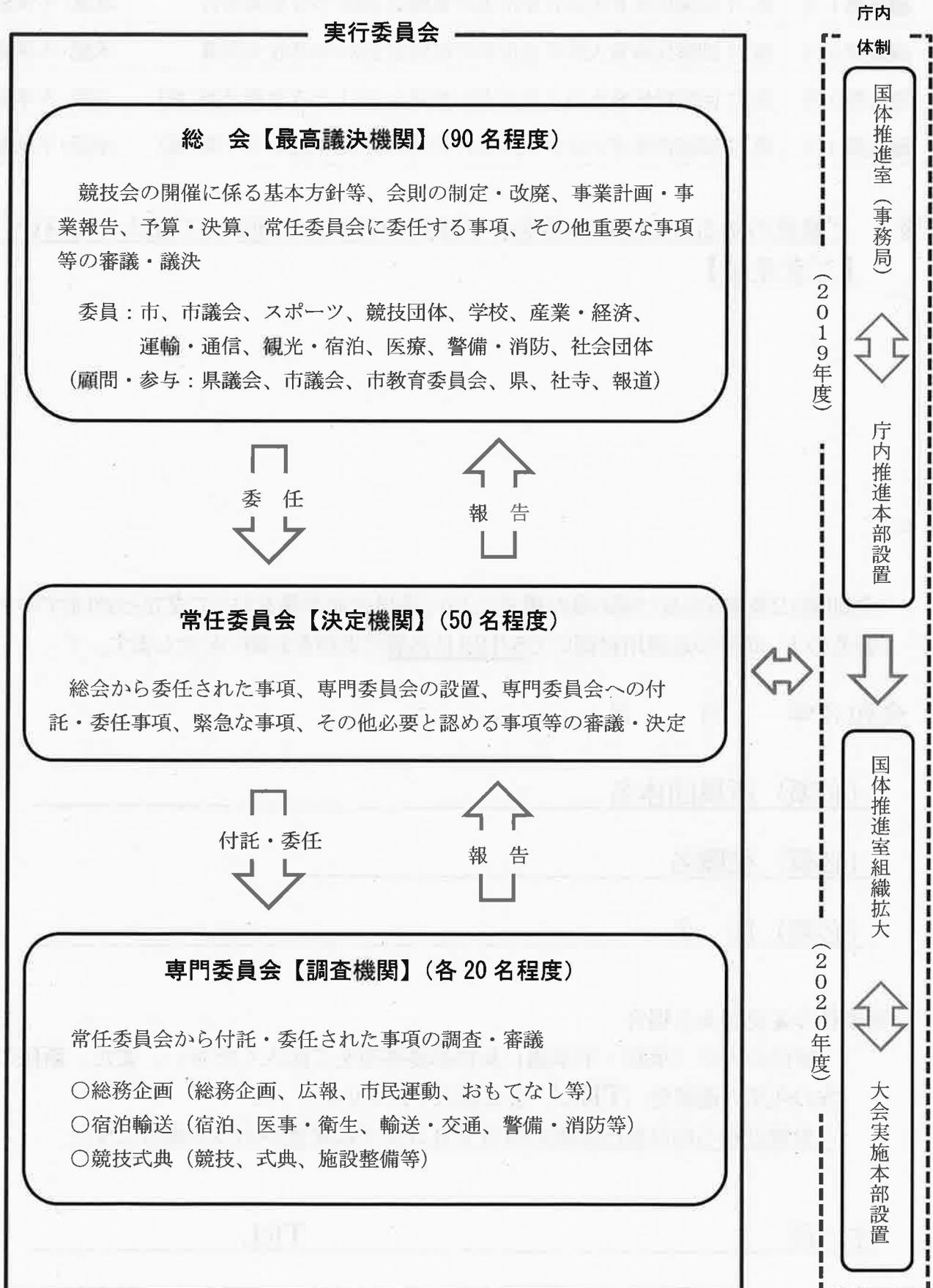
3 前項の規定によるもののほか、この会則の施行の日の前日までに改正前の会則の規定によりなされた決定、手続、事務処理その他の行為は、改正後の会則の相当規定によりなされたものとみなし、これらの行為を引き継ぐもの

とする。

(関係規程の読み替え)

- 4 この会則施行の際現に制定されている第77回国民体育大会日光市準備委員会事務局規程(平成30年12月19日制定)の規定中「第77回国民体育大会日光市準備委員会」とあるのは「第77回国民体育大会日光市実行委員会」と、「国日準」とあるのは「国日実」と読み替える。

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会推進体制



第77回国民体育大会日光市実行委員会 2019年度事業計画

1 会議等の開催

会議名	開催日	場 所	内 容
準備委員会第2回総会	5月23日	日光市役所 本庁舎委員会室	【報告】委員等の委嘱、変更 等 【審議】役員の選任 2018年度事業報告 2018年度収支決算 2019年度事業計画 2019年度収支予算
準備委員会第3回総会	9月24日	日光市役所 東庁舎会議室	【報告】委員等の変更 等 【審議】実行委員会設置に伴う会則 の改正
第1回総会	9月24日	日光市役所 東庁舎会議室	【審議】競技会開催方針の改正 2019年度事業計画 2019年度収支予算 常任委員会への委任事項
第1回常任委員会	9月24日	日光市役所 東庁舎会議室	【審議】競技会開催推進総合計画 専門委員会規程
第2回常任委員会	未定	未定	【審議(予定)】総会からの委任事項 専門委員会への付託事項
専門委員会	未定	未定	【審議(予定)】常任委員会からの付 託事項

2 事業

- (1) 広報啓発
- (2) 県実行委員会(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会)との連絡調整
- (3) 各競技団体との連絡調整
- (4) 各種調査

第77回国民体育大会日光市実行委員会 2019年度収支予算

1 収 入

科 目	予 算 額	備 考
負 担 金	2,300,000	日光市負担金
繰 越 金	10,240	前年度繰越金
雑 入	760	預金利息等
合 計	2,311,000	

2 支 出

科 目	予 算 額	備 考
事 業 費	2,075,000	
会 議 費	77,000	総会等
広 報 宣 伝 費	1,360,000	啓発物品作成等
調 査 費	638,000	会場運営開設輸送交通等調査
事 務 局 費	236,000	事務費等
合 計	2,311,000	

第77回国民体育大会日光市開催競技会

○本大会正式競技(3競技)

競技・種目	種別	会 場
ホッケー	全種別	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場
ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	日光市大沢体育館
軟式野球	成年男子	日光市日光運動公園野球場

○本大会デモンストレーションスポーツ

競技・種目	種別	会 場
長ぐつアイスホッケー	全種別	栃木県立日光霧降アイスアリーナ

○冬季大会正式競技(2競技4種目)

競技・種目	種別	会 場
スケート	スピード	日光市霧降スケートセンター
	フィギュア	栃木県立日光霧降アイスアリーナ
	ショートトラック	今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク
アイスホッケー	成年男子	栃木県立日光霧降アイスアリーナ 日光市細尾ドームリンク
	少年男子	今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程

(平成 30 年 12 月 19 日 制定)

(平成 31 年 3 月 25 日 一部改正)

(令和 元年 9 月 24 日 一部改正)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会会則（平成 30 年 12 月 19 日制定。以下「会則」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、日光市教育委員会事務局内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会則第 3 条各号に規定する事項の事務処理に関すること。
- (2) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (3) 実行委員会の会議の開催運営に関すること。
- (4) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
- (6) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、それぞれ次に掲げる日光市教育委員会事務局職員をもって充てる。

- (1) 事務局長 日光市教育委員会事務局スポーツ振興課長
- (2) 事務局次長 日光市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進室長
- (3) 事務局員 日光市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進室職員

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前 2 項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督

する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所掌事務を整理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、日光市職員服務規程(平成18年日光市訓令第28号)の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員、役員、顧問及び参与(以下「委員等」という。)の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

第3条 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国日実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書は日光市教育委員会事務局へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、日光市文書管理規程（平成18年日光市訓令第6号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、日光市公印規程（平成18年日光市訓令第4号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、日光市職員等の旅費に関する条例（平成18年日光市条例第53号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、日光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成18年日光市規則第48号）の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長が事務局員のうちからあらかじめ指名した職員をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、日光市財務規則（平成18年日光市規則第58号）その他の日光市の財務に関する規則等の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

別表第1（第8条関係）

事項	
(1) 軽易な通知、申請、届出、照会、回答、報告等に関する事	
(2) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関する事	
(3) 事務の分担に関する事	
(4) 職員及び委員等の旅行命令及び復命に関する事	
(5) 財務に関する事	
① 旅費	全部
② 印刷製本費及び消耗品	30万円以下のもの
③ 燃料費及び光熱水費	全部
④ 修繕料	50万円以下のもの
⑤ 役務費	全部
⑥ 委託料	100万円以下のもの
⑦ 使用料及び賃借料	30万円以下のもの
⑧ 工事請負費	500万円以下のもの
⑨ 財産購入	100万円以下のもの
⑩ 備品購入	30万円以下のもの
(6) 前号以外の軽易な契約等に関する事	
(7) 予算の流用及び配当替えに関する事	

別表第2（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
第77回国民体育大会日光市実行委員会 会長之印	正方形	24ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書

第 77 回国民体育大会 日光市実行委員会名簿

第77回国民体育大会日光市実行委員会名簿

【会長】会則第6条第1項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1		日光市	市長	大嶋 一生

【副会長】会則第6条第2項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	市議会代表	日光市議会	議長	齋藤 伸幸
2	産業・経済関係	日光商工会議所	会頭	相良 芳隆
3	観光・宿泊関係	一般社団法人日光市観光協会	会長	八木澤 哲男
4	スポーツ関係	日光市体育協会	会長	齋藤 智明
5	社会団体関係	日光市自治会連合会	会長	高橋 務
6	市代表	日光市	副市長	上中 哲也
7		日光市教育委員会	教育長	齋藤 孝雄

【常任委員】会則第6条第2項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	市議会代表	日光市議会	副議長	齋藤 文明
2		日光市議会総務水道常任委員会	委員長	筒井 巖
3		日光市議会市民福祉教育常任委員会	委員長	青田 兆史
4		日光市議会観光産業建設常任委員会	委員長	荒川 礼子
5	スポーツ関係	日光市スポーツ推進審議会	会長	大島 サワ
6		日光市スポーツ推進委員協議会	会長	吉原 徳人
7		日光市レクリエーション協会	会長	篠原 幹男
8		日光市今市ブロック小学校体育連盟	会長	湯澤 美佐江
9		日光地区中学校体育連盟	会長	若林 浩幸
10		栃木県高等学校体育連盟中部支部	今市工業高校校長	大崎 逸夫
11	競技団体	栃木県ホッケー協会	理事長	青木 一明
12		栃木県ボクシング連盟	会長	船田 元
13		一般財団法人栃木県野球連盟	専務理事	渡邊 起祐
14		栃木県スケート連盟	会長	星野 仁
15		栃木県アイスホッケー連盟	副会長	丸茂 博
16	学校関係	日光市校長会	会長	大塩 昇
17		日光市幼稚園連合会	今市中央幼稚園副園長	大島 裕
18		栃木県高等学校校長会	今市高校校長	塩澤 好和
19	産業・経済 運輸・通信関係	一般社団法人日光青年会議所	理事長	廣田 博弥
20		東日本旅客鉄道株式会社日光駅	駅長	荒浪 澄人
21		東武鉄道株式会社日光・鬼怒川エリア営業推進部	部長	浜田 晋一
22		日光市観光推進協議会交通部	部会長	山越 秀克
23	観光・宿泊関係	日光温泉旅館協同組合	代表理事	赤澤 正
24		鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	理事長	庄田 哲康
25		日光市観光推進協議会ホスピタリティ推進部会		赤羽 健次
26		日光市観光推進協議会ガイド部会	部会長	佐藤 正人

27	医療関係	上都賀郡市医師会北部地区医師団	団長	木村安志
28		一般社団法人日光歯科医師会	会長	小林幸雄
29		一般社団法人日光市薬剤師会	総務委員	和貝直亮
30	社会団体関係	社会福祉法人日光市社会福祉協議会	評議員	齋藤公男
31		日光市老人クラブ連合会	副会長	太田啓三
32		日光市女性団体連絡協議会	会長	相模多恵子
33		日光市地域婦人連絡協議会	副会長	塚越八重子
34		日光市PTA連絡協議会	監事	塩生康幸
35		日光市子ども会連絡協議会	会長	高橋裕司
36		日光市文化協会	会長	和久文子
37		日光市国際交流協会	会長	馬場和子
38	市代表	日光市企画総務部	部長	近藤好
39		日光市財務部	部長	安西義治
40		日光市地域振興部	部長	鈴木伊之
41		日光市市民環境部	部長	石川良則
42		日光市健康福祉部	部長	矢嶋尚登
43		日光市観光経済部	部長	田中宏充
44		日光市建設部	部長	北山誠司
45		日光市上下水道部	部長	鈴木秀一
46		日光市教育委員会事務局	教育次長	川田盛雄
47		日光市議会事務局	局長	江藤隆
48		日光市消防本部	消防長	齋藤信義

【委員】会則第4条第2項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	スポーツ関係	日光市スポーツ指導者協議会	副会長	深海久雄
2		日光市スポーツ少年団本部	副本部長	細井尚
3		一般財団法人日光市公共施設振興公社	代表理事	阿久津正
4		公益財団法人栃木県体育協会今市青少年スポーツセンター	所長	古口英夫
5	競技団体	日光市ホッケー協会	副会長	羽瀬廣
6		日光市野球連盟	会長	塩生勇一
7	産業・経済 運輸・通信関係	足尾町商工会	商工会長	菅沼清
8		今市商店会連合会	副会長	柴田喜男
9		日光市商店連合会	副会長	小野修
10		上都賀農業協同組合日光営農経済センター	<small>園芸特産 グループリーダー</small>	吉原芳信
11		一般社団法人栃木県建設業協会日光支部	支部長	柴田政之
12		日本郵便株式会社日光東郵便局	局長	森田久
13		東日本電信電話株式会社栃木支店	理事栃木支店長	長谷部周彦
14		東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社	渉外担当次長	須藤和義
15	観光・宿泊関係	公益社団法人栃木県食品衛生協会今市支部	支部長	亀田祐司
16		日光市健康づくり推進員連絡協議会	会長	福田正子
17		公益社団法人栃木県栄養士会県西支部	支部長	清水知恵子
18	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会県西地区支部	理事	駒場悦子

19	警備・消防関係	日光交通安全協会	副会長	小久保 均 一
20		今市地方交通安全協会	会長	高根沢 一
21		日光市防犯協会	理事	池 田 雄 一
22		日光市消防団連合会	会長	小 栗 功
23	社会団体関係	大沢地区自治会長会	会長	久冨木 學
24		日光地域自治会長会	会長	岸 野 稔
25		日光市協働のまちづくり推進協議会	会長	小 林 泰 進
26		日光市福祉ボランティア団体協議会	会長	黒 川 貢
27		日光市障がい者の会	会長	吉 田 國 男
28		日光市青少年健全育成連絡協議会	会長	竹之内 正 義
29		ボーイスカウト今市第2団	ボーイスカウト隊隊長	星 野 典 雄

【監事】会則第6条第3項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	市代表	日光市	代表監査委員	星 野 保 治
2		日光市	会計管理者	井 澤 雷 二

【顧問】会則第9条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名	氏 名
1	県議会議員	栃木県議会	議員	阿 部 博 美
2		栃木県議会	議員	加 藤 雄 次

【参与】会則第9条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名	氏 名
1	市議会議員	日光市議会	議員	亀 井 崇 幸
2		日光市議会	議員	山 越 一 治
3		日光市議会	議員	和 田 公 伸
4		日光市議会	議員	齋 藤 久 幸
5		日光市議会	議員	粉 川 昭 一
6		日光市議会	議員	福 田 悦 子
7		日光市議会	議員	阿 部 和 子
8		日光市議会	議員	佐 藤 和 之
9		日光市議会	議員	田 村 耕 作
10		日光市議会	議員	伊 澤 正 男
11		日光市議会	議員	齊 藤 正 三
12		日光市議会	議員	福 田 道 夫
13		日光市議会	議員	瀬 高 哲 雄
14		日光市議会	議員	山 越 梯 一
15		日光市議会	議員	生 井 一 郎
16		日光市議会	議員	小久保 光 雄
17		日光市議会	議員	川 村 寿 利
18		日光市議会	議員	大 島 浩
19		日光市議会	議員	三 好 國 章

20	市教育委員会	日光市教育委員会	委員	高井孝美
21		日光市教育委員会	委員	手塚美智雄
22		日光市教育委員会	委員	池田由美子
23		日光市教育委員会	委員	藤本亮純
24		日光市教育委員会	委員	速水茂希
25	県関係	栃木県日光土木事務所	所長	影山晃弘
26		栃木県道路公社	副理事長	岡田孝一
27		栃木県今市警察署	署長	早藤晴樹
28		栃木県日光警察署	署長	細田孝一
29	社寺関係	日光東照宮	宮司	稲葉久雄
30		日光山輪王寺	門跡	小暮道樹
31		日光二荒山神社	宮司	中麿輝美
32	報道関係	株式会社栃木放送	代表取締役社長	大塚幹夫
33		株式会社エフエム栃木	代表取締役社長	香川眞史
34		日本放送協会宇都宮放送局日光支局	記者	海老原忠
35		株式会社産業経済新聞社宇都宮支局	記者	根本和哉
36		株式会社下野新聞社日光今市総局	総局長	斎藤美和子
37		株式会社下野新聞社日光支局	支局長	長茂男
38		株式会社とちぎテレビ	記者	近江政仁
39		株式会社毎日新聞社日光通信部	記者	花野井誠
40		株式会社読売新聞社日光支局	支局長	伊藤学
41		一般社団法人共同通信社宇都宮支局	記者	當木春菜
42		東京新聞宇都宮支局	記者	小川直人

第 77 回国民体育大会日光市競技会開催方針

1 基本方針

日光市で開催する第 77 回国民体育大会本大会及び冬季大会の各競技会をとおして、市民が参加し、応援し、協力することにより市民との協働を推進します。

また、「スポーツの力で スポーツで未来へ」の理念のもと、市民のだれもがスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツのより一層の向上を図ります。

さらに、全国から訪れる方々への様々な取り組みやおもてなしによって、日光市の魅力を全国に発信し、地域経済の活性化を図ります。

2 実施目標

(1) 市民との協働の推進

市民が競技会に参加し、応援し、あるいは協力するなど、役割分担をしながら、市民との協働によるまちづくりを推進する競技会とします。

(2) 生涯スポーツの推進

「する」スポーツはもとより、「観る」スポーツや「支える」スポーツなど、一人ひとりがスポーツに関わり、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツを推進する競技会とします。

(3) 競技スポーツの向上

日光市においてこれまで、オリンピックなど世界的なスポーツ大会にアスリートを輩出してきたホッケー・スケート・アイスホッケー競技をはじめ、競技スポーツのより一層の向上を図る競技会とします。

(4) 国際観光文化都市「日光市」の発信

全国から訪れる多くの方々に対し、市民が様々な取り組みやおもてなしをすることによって、国際観光文化都市である日光市の魅力を全国に発信し、地域経済の活性化を図る競技会とします。